熊体協第３１５号
平成３０年６月１４日

各加盟団体事務局長　様

公益財団法人熊本県体育協会
事務局長　高　野　寛　志

公益財団法人熊本県体育協会「賠償責任保険」への加入について

日ごろから、本会の諸事業推進について、格別の御理解と御協力を賜り感謝を申し上げます。

さて、近年、都道府県体育協会並びにその加盟団体が主催・共催する競技大会やイベントにおいて、運営管理上の損害賠償リスクに対する危機管理の必要性が高まっており、実際に高額な賠償金を命じる判決に至った事例等も報告されています。

つきましては、このようなリスクに備えるため、平成２５年度から本会が契約者となり、加盟団体を含め一括で補償対象とする別紙「賠償責任保険」に加入しており、今年度も引き続き、本会において契約更新を行いましたので御報告いたします。

なお、大会やイベントにおける「傷害保険等」については、各主催団体等で加入・対応してください。

また、本保険に関することでの問い合わせや相談等については、下記連絡先にお願いします。

記

１　連 絡 先　〒861-8012
熊本市東区平山町 2776　県民総合運動公園陸上競技場内
公益財団法人熊本県体育協会　担当：松本
TEL：096-388-1581／FAX：096-388-1584
E-mail:main@kumamoto-sports.or.jp

別　紙

公益財団法人熊本県体育協会　賠償責任保険について

１　契　約　者　　公益財団法人熊本県体育協会

２　被 保 険 者　　公益財団法人熊本県体育協会並びに加盟団体（７２団体）

３　保 険 会 社　　東京海上日動火災保険株式会社

４　保 険 期 間　　平成３０年６月２１日から１年間（１年更新：６回目／本会で更新済）

５　保　険　料　　本会で負担する（年額：556,830 円）

６　補　　償　　対人対物共通てん補限度額：１事故５億円

免　　責　　金　　額：５０万円（当該団体で負担すること）

７　補 償 対 象　　本会及び本会加盟団体が主催（共催）する大会やイベントに起因し、第三者に生じた対人・対物事故によって生じた法律上の損害賠償責任を補償する。

８　保険金を支払う主な場合

保険期間中に生じた下記のような対人・対物事故

・落雷が予想される中で競技を継続し、発生した落雷により参加者が負傷し、損害賠償を請求された。

・イベントの観客を観客席に誘導する際のミスにより、観客が将棋倒しになり負傷し、損害賠償を請求された。

・イベント中に事故が発生したが、主催者の過失によりイベントの中断や救助活動が遅れたため、参加者が負傷し、損害賠償を請求された。

・大会会場の施設に明らかな破損が認められていたにも関わらず、大会を強行開催したため、参加者が負傷し、損害賠償を請求された。

９　保険金が支払われない場合

次の事由により生じた損害に対しては、保険金は支払われない。

・保険契約者、被保険者の故意

・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議

・地震、噴火、洪水、津波または高潮

・特別の約定により加重された損害賠償

・被保険者が行う医療行為等

・施設の修理、改造、または取り壊し等の工事

・自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、船、動物の所有、使用、管理

・販売した商品、飲食物が原因となった食中毒その他の事故　等

10　そ　の　他　　本保険は、法律上の損害賠償責任を補償するものなので、大会期間中の傷害等の補償については、各主催団体等で対応すること。